

第6期 那珂市高齢者福祉計画

1 地域包括ケアの推進

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で尊厳のある生活を継続することができるよう、また要介護状態になっても、高齢者のニーズや状態の変化に応じて、必要なサービスが切れ目なく提供されるよう、包括的・継続的なサービス体制を推進します。

(1) 日常生活圏域

地域包括ケアの推進に対して、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護サービスの需給バランス等を総合的に勘案し設定します。圏域ごとにサービスが行われることで、家族や友人、地域とのつながりが失われることなく、介護を受けながら身近な地域で生活を続けることができるようになります。さらに、日常生活圏域ごとの相談や要介護状態になる前の問題の発見など、高齢者の自立を支援し、権利を擁護する仕組みが地域の中に浸透されるようになります。

<現状と課題>

本市においては、3つの日常生活圏域を設定しています。

高齢者人口やひとり暮らし高齢者数は、年々増加していますが、特に菅谷地区においては、他の地区と比べると人口が多く集中しているため、他の2つの圏域より高齢者人口やひとり暮らし高齢者数が多くなっています。

■日常生活圏域の概況

	神崎・額田・菅谷	福田・五台・芳野	戸多・木崎・瓜連
高齢者人口	5,825人	3,920人	3,660人
ひとり暮らし高齢者数	296人	207人	219人

平成23年4月1日現在

<今後の方針>

引き続き3つの圏域で事業を継続しますが、高齢者人口増加や支援の実態を把握しながら、圏域で十分なサービスが展開できるようにしていきます。

(2) 地域包括支援センター（介護予防拠点）

地域住民の心身の健康保持および生活の安定のために、総合的な相談業務、介護予防、そして、介護のみならず高齢者の生活支援を包括的・継続的に行う機関として、平成18年度から全国の市町村に地域包括支援センターが創設されました。

<現状と課題>

本市においては、3つに分けた圏域ごとに地域包括支援センターを設置し、3法人（社会福祉法人2、医療法人社団1）へ介護予防事業および包括的支援事業の地域支援事業を委託しています。

第6期 那珂市高齢者福祉計画

事業のひとつに総合相談事業がありますが、高齢者の介護予防や介護、福祉、医療など様々な相談があります。ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯の相談のほか、障がいのある子と同居している高齢者世帯等の相談もあり、相談内容も複雑かつ多様化してきています。

また、地域包括支援センターは、介護予防拠点としての機能を持ち、要介護状態にならないよう介護予防教室を実施し、シルバーリハビリ体操による運動器機能の向上、健康維持のための口腔ケアや栄養支援等、様々な介護予防事業を行っています。しかしながら、参加人数には限りがあるため、ニーズに対応しきれない現状です。

＜今後の方針＞

包括的支援事業の効果的な実施のために、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、ボランティアその他の関係者との連携に努め、地域支援事業の委託に際しては、事業の実施に係る市の基本方針を示して、当該事業を委託します。

さらに、地域包括支援センターの業務を支援するため、関係団体の代表者で構成する「地域包括支援センター運営協議会」において、地域包括支援センターの適切な運営と公正・中立性の確保を図ってまいります。

(3) 地域支援事業

この事業は、介護予防事業、包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント）や任意事業を行うことによって、被保険者が要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態等になった場合でも、可能な限り地域において自立した生活を送れるよう支援するものです。

①介護予防事業

◆一次予防事業

第1号被保険者すべての者を対象として実施します。地域の高齢者が自ら活動に参加し、介護予防に向けた取り組みが主体的に行われるような地域社会の構築をめざして、介護予防に関する活動の普及・啓発や自発的な介護予防に資する活動の育成・支援をします。

◆二次予防事業

主として要介護状態等になるおそれの高い状態にあると認められる65歳以上の高齢者を対象として実施します。二次予防の対象者が要支援・要介護状態にならないように支援し、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援し、生きがいのある生活を送れるように支援します。

②包括的支援事業

◆介護予防マネジメント

第6期 那珂市高齢者福祉計画

要支援認定者、二次予防対象者に対して、必要に応じて介護予防プランを作成し、要支援・要介護状態にならないよう支援します。

◆総合相談支援事業

高齢者の様々な相談を受け、必要に応じ自宅等を訪問して、健康状態や居住環境などの実態を把握し、適切なサービスを受けられるよう、在宅での生活を支援します。

◆権利擁護事業

高齢者虐待の防止や成年後見申立など高齢者の権利擁護に努めます。

◆包括的・継続的マネジメント事業

地域における連携・協議の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行ないます。

③任意事業

地域の実情に応じて必要な支援を行う事業です。

高齢者の生きがいと健康づくり推進事業、介護給付費適正化事業、介護用品（紙おむつ等）や介護慰労金の支給等を実施しています。

<現状と課題>

一次予防事業では、要支援・要介護認定者を除く65歳以上のかたを対象に、介護予防拠点での介護予防教室を実施しています。また、いつまでも身近なところで介護予防ができるよう自主教室の立ち上げを支援しています。

二次予防事業の対象者の把握は、25項目からなる基本チェックリストにより選定します。対象者に対しては、運動・栄養・口腔機能向上等の教室を実施しています。

チェックリストで選定された対象者について、地域包括支援センターが戸別訪問等により介護予防教室への参加を促していますが、6か月継続しなければならないこと、時間が取れないことなどの理由で対象者の理解を得られにくく、参加率が4%にとどまっています。

包括的支援事業では、高齢者の実態把握やさまざまな相談に対する支援が増加し、相談内容も複雑かつ多様化してきており、他機関との連携を図ることが増えてきています。

<今後の方針>

介護予防事業、包括的支援事業につきましては、市が取り組みの実施方針を示し、今後も地域包括支援センターと市が連携をとり実施していきます。

第6期 那珂市高齢者福祉計画

2 介護予防の推進

高齢者ができるだけ要支援・要介護状態にならないよう、また活動的で生きがいのある生活や自立した生活が送れるよう支援を行います。

(1) 一次予防事業

①元気アップ教室

市内にある茨城県指定地域リハ・ステーション[※]病院の協力を得て、介護予防のための教室を実施しています。これまで1コース5日間の実施で行ってききましたが、参加者からの要望もあり平成22年度から1コース10日間に増やしました。医師・栄養士・看護師等の講話や理学療法士による運動などを行い、年2コース（20日間）開催しています。

※ 茨城県が県立医療大学付属病院を中心として、県内の医療機関等を広域支援センターや地域リハ・ステーション、小児リハ・ステーション等に指定し、小児から高齢者まで、より身近な地域で適切なリハビリテーションサービスを受けることができるよう推進している地域リハビリテーションのネットワークの一つ。

<現状と課題>

教室の周知が図れてきたため、募集を開始するとすぐに定員に達するようになりました。教室に参加して、体が軽くなった、気持ちが明るくなったという声がありますが、参加人数を制限しなければならない課題があります。

【実績】

※平成23年度は見込数

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
延べ利用者数(人)	223	393	400
実施回数(回)	20	20	20

<今後の方針>

リハ・ステーション病院と連携して、事業を実施していくとともに、定員の拡大を図ります。

【見込み】

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用者数(人)	400	400	400
実施回数(回)	20	20	20

②あしたば館、元気サロン、はつらつ塾(介護予防拠点での介護予防教室)

地域包括支援センターに併設した介護予防拠点（3カ所）において、週1回、運動を中心に栄養や口腔機能の話、脳トレ等を実施しています。

第6期 那珂市高齢者福祉計画

＜現状と課題＞

参加者には好評ですが、65歳以上の人口からすると一部の人の参加にとどまっています。

【実績】

※平成23年度は見込数

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
延べ利用者数(人)	2,767	2,854	2,400
実施回数(日)	238	183	152

＜今後の方針＞

他の事業とのかねあいから、介護予防教室に多くの時間を費やすには限界があるため、身近なところでたくさんの高齢者が介護予防に取り組めるよう、自主教室の立ち上げを支援していきます。

【見込み】

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用者数(人)	2,500	2,500	2,500
実施回数(日)	155	155	155

③シルバーリハビリ体操教室

茨城県が養成しているシルバーリハビリ体操[※]指導士(ボランティア)によるシルバーリハビリ体操の指導、普及を行います。

※ 茨城県立健康プラザ管理者大田仁史先生が考案した体操。いつでも、どこでも、どのような姿勢でも、一人でもできる体操。

茨城県は高齢者の介護予防を推進するため、シルバーリハビリ体操の普及を進めている。茨城県立健康プラザでは、この体操を地域の住民へ指導・普及するボランティアとして「シルバーリハビリ体操指導士」の養成を行っている。

「シルバーリハビリ体操指導士」は、1級から3級まであり、3級指導士は地域活動の実践者として、2級指導士は地域活動のリーダーを担う。1級指導士は地域活動の指導者として、2級および3級養成講座の講師を務めることができる。

＜現状と課題＞

年間を通じて、高齢者クラブや出前講座等の依頼により、各地区へ出向きシルバーリハビリ体操を実施しています。年々体操の依頼は増えており、シルバーリハビリ体操指導士の活動も増えてきています。

平成22年度には、シルバーリハビリ体操指導士3級の養成講座を実施してボランティアを増やしました。

【実績】

※平成23年度は見込数

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
延べ利用者数(人)	4,617	5,637	5,800
実施回数(日)	303	432	450

第6期 那珂市高齢者福祉計画

＜今後の方針＞

高齢者が歩いて集まれる地区の公民館や集会所等で実施します。また、自主教室として、生活の中で無理なく継続できるように介護予防のひとつとしてシルバーリハビリ体操の普及・啓発を推進します。

【見込み】

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
延べ利用者数(人)	6,000	6,000	6,000
実施回数(回)	450	450	450

(2) 二次予防事業（げんき！ 楽々講座）

要介護状態等になるおそれの高い状態にあると認められる65歳以上の高齢者を対象者とし、シルバーリハビリ体操や脳トレ、栄養や歯に関する講話等介護予防教室を実施して要支援・要介護状態にならないように支援します。この事業は社会福祉協議会に委託して実施しています。

＜現状と課題＞

二次予防対象者を選定しても、実態調査をすると二次予防対象者ではなかったり、希望者が少なかったりして、参加者が増えない状況にあります。そのため、平成23年度からは二次予防対象者の選定方法が一部改正されました。参加人数は増加しましたが、訪問等で対象者の実態を確認することが多くなっています。

【実 績】

※平成23年度は見込数

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
参加人数(人)	18	16	60

＜今後の対策＞

今後も二次予防対象者の把握方法や参加対象者の増加について改善を図ります。

【見込み】

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
参加人数(人)	90	90	90

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、介護予防給付を地域支援事業に切り替えるもので、要支援者および二次予防事業対象者に対して、介護予防や配食・見守り等の生活支援サービス等を総合的かつ一体的に行うことができるよう平成24年度から新たに創設された事業です。

介護予防・日常生活支援総合事業の実施については、市町村の判断に委ねら

第6期 那珂市高齢者福祉計画

れています。実施するためには、多様なマンパワーや社会資源の活用が必要とされることから、本市においては計画期間内での導入を見送ります。要支援者、二次予防対象者の状況や実態を把握し、次期計画において実施の有無を判断します。

3 高齢者の権利の擁護

地域において、高齢者が尊厳のある生活を維持し、安心して生活を送ることができるよう、専門的・継続的な視点から高齢者の権利養護のための必要な支援を行います。

(1) 高齢者虐待の予防・啓発・対応

高齢者虐待防止法では、虐待の形態を「身体的虐待」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」「介護・世話の放棄・放任」の5つに区分しています。

虐待の要因としては『虐待者の性格や人格』によるものが多く、他には『高齢者本人と虐待者のこれまでの人間関係』『虐待者の介護疲れ』等があげられます。

虐待者の内訳としては配偶者や息子が比較的多く、虐待者が配偶者の場合は認知症症状があったり、息子の場合には精神的な病気や障がいがあったりして支援方法も困難になってきています。

<現状と課題>

市介護長寿課および日常生活圏域ごとに設置している地域包括支援センターで虐待相談を受け、支援しています。相談時には速やかに対応・支援していますが、家庭内での出来事のため、虐待の事実を把握するのに時間を要することもあります。事案の状況によっては、警察署や県婦人相談所などの関係機関と連携協力して対応しています。

<今後の方針>

高齢者虐待に関する相談窓口や高齢者虐待については、広報等を利用してさらなる周知を図ります。

市介護長寿課と地域包括支援センターとが緊密に連携し、他の関係機関にも協力を要請して、虐待事案に対応します。また、虐待を予防するために、介護の方法や高齢者との接し方、サービス利用についてなど、さまざまな機会をとらえて支援を行います。

虐待が認められるケースを察知した場合は、高齢者虐待対応マニュアルに沿って、迅速かつ的確な対応を行い、被虐待者を保護します。

(2) 成年後見制度利用支援事業

認知症、知的障がい者および精神障がいなどの理由で判断能力が不十分なかたは、預貯金等の財産管理や必要とする介護サービスや施設への入所に関する契約を締結することが困難な場合があります。また、不利益な契約をして悪質商法の被害にあうおそれもあります。

このような判断能力の不十分なかたを保護し支援するのが成年後見制度です。

第6期 那珂市高齢者福祉計画

この成年後見制度利用に関して、身寄りがなく、申し立てをする人がいない場合は、市町村長が申し立てできることになっています。

<現状と課題>

平成21・22年度には利用者はありませんでしたが、平成23年度は市長申し立てを3件行いました。今後はひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加が予想され、この制度の利用が必要な人が増加すると見込みます。

【実績】

※平成23年度は見込数

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
参加人数(人)	0	0	3

<今後の方針>

成年後見制度の周知を図るとともに、特に相談を受ける機会が多い民生委員・児童委員や介護サービス事業所等への周知を図ります。また、事業利用の必要がある際には、速やかに利用ができるよう支援します。

【見込み】

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数(人)	4	6	8

(3) 市民後見人の育成

ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は高まると予想されており、その制度の利用は、高齢者の介護サービスの利用契約等を中心に業務を行うことが多くなると見込まれます。

この課題に対して、専門職後見人以外の市民後見人を中心とした支援体制を構築する必要があるため、厚生労働省では老人福祉法を改正し、平成24年度から市町村が市民後見人を育成し、その活用を図るために体制を整えるよう努めることとされました。

今後は市の実状に応じて、市民後見制度の周知や市民後見人育成のための研修等の実施に向けて準備を進めます。

第6期 那珂市高齢者福祉計画

4 在宅生活を支える高齢者福祉の推進

ひとり暮らし高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、生活支援が重要であり、ひとり暮らし高齢者の安全確保をはじめ、高齢者一人ひとりにあった在宅福祉サービスを効果的に提供していく必要があります。

(1) 生活管理指導事業

介護保険の要介護者および要支援者としての認定がされていないかたで、日常生活を営むのに一部支障があり、介護予防や生活指導の必要がある高齢者宅に生活指導員※を派遣します。

※ ホームヘルパー又は介護福祉士の資格を持つ人

<現状と課題>

介護保険制度が定着したため、利用者数は減少していますが、高齢者の自立生活を支援し、介護保険サービスでは対応できないケースを補う事業として、今後もサービスの提供が必要となります。

【実績】

※平成23年度は見込数

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数(人)	8	6	5
利用時間(時間)	382	333	250

<今後の方針>

今後も地域包括支援センターと連携を図りながら、サービスの提供が必要な高齢者を把握し、効果的なサービスを提供できるよう努めていきます。

【見込み】

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数(人)	4	4	4
利用時間(時間)	200	200	200

(2) 生活管理指導短期宿泊事業

基本的な生活習慣の欠如や対人関係に支障がある65歳以上の高齢者が体調不良に陥った場合に、養護老人ホームや軽費老人ホームに一時的に宿泊してもらいます。体調を整えながら生活習慣等の指導を実施し、要介護状態への悪化を予防します。

また、虐待等の緊急その他特別な事情により在宅生活に支障がある場合、一時的に保護します。

第6期 那珂市高齢者福祉計画

＜現状と課題＞

高齢者に対する虐待等が増えてきている中で、緊急時の対応として養護老人ホーム等で一時的な保護を行っています。

【実績】

※平成23年度は見込数

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数(人)	1	8	8

＜今後の方針＞

高齢者虐待防止法の趣旨に沿って、今後も虐待等の緊急時に速やかに対応するためにも、関係機関と連携をとり事業を実施していきます。

【見込み】

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数(人)	8	8	8

(3) ひとり暮らし高齢者「愛の定期便」事業

70歳以上のひとり暮らしの高齢者に対し、週3回程度乳酸菌飲料を配達し、健康の増進を図るとともに、高齢者の安否の確認と孤独感の解消を図ります。

＜現状と課題＞

定期的にひとり暮らし高齢者宅を訪問することにより、安否の確認および孤独感の解消につながっています。しかし、利用者数の増加に伴い、配達範囲も拡大し、地区によっては訪問する回数にばらつきが出ています。

【実績】

※平成23年度は見込数

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数(人)	324	315	325
利用本数(本)	42,007	39,791	38,300

＜今後の方針＞

引き続き、民生委員・児童委員と連携して、安否確認の必要な世帯の把握に努め、事業を継続します。また、社会福祉協議会が行っている「あん・しん・ねっと事業」等との連携を図り、地域の見守り体制を強化していきます。

【見込み】

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数(人)	320	330	340
利用本数(本)	40,200	41,500	42,800

(4) ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業

ひとり暮らしの高齢者等の住居に緊急通報システムの機器を設置し、消防本

第6期 那珂市高齢者福祉計画

部と緊急通報電話を結ぶことで、ひとり暮らし高齢者等の緊急事態に迅速に対応できる体制を整え、急病や災害に備えます。

<現状と課題>

民生委員・児童委員の協力のもと、必要な世帯に対して設置を行い、ひとり暮らしの高齢者等の緊急事態に対して消防本部との連携ができています。しかし、近所付き合いが少ないかたの場合、緊急時に迅速に対応するための協力員[※]の確保が困難になってきています。

※ 緊急の際、利用者が消防からの呼びかけに応答しない場合等に、利用者宅を訪問して確認してくれる近隣のかた。

【実績】

※平成23年度は見込数

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数(人)	268	260	240

<今後の方針>

平成22年度から火災警報器と緊急通報システムとを連動させ、設置者宅と消防本部間の連絡体制の強化を図りました。今後も、民生委員・児童委員と連携して、必要な世帯の把握および設置に努めていきます。

【見込み】

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数(人)	245	250	255

(5) 高齢者等配食サービス事業

食事を作ることが困難なひとり暮らしの高齢者等に対し、配食にかかる費用の一部(課税世帯は1食当たり200円、非課税世帯は同300円)を補助し、定期的に食事を届けることで、食生活の安定と栄養バランスを通して健康維持を図るとともに、安否の確認と孤独感の解消を図ります。

<現状と課題>

平成22年度から市の支援の必要性を見直し、日中独居の世帯は補助の対象から外したので、平成22年度に利用者が大きく減少しましたが、平成23年度から利用者数は再び増加しています。また、利用者の負担を軽くするために、1食あたりの配食料を700円から600円に値下げしました。今後も、利用者・利用回数ともに増加が予測されます。

【実績】

※平成23年度は見込数

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数(人)	148	97	120
利用回数(食)	26,447	14,283	20,250

第6期 那珂市高齢者福祉計画

＜今後の方針＞

配食サービスへの需要が高まるにつれて、利用希望者の状況も多様化しています。サービスの適切な提供をしていくとともに、需要に対応したサービスを提供していきます。

【見込み】

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数 (人)	150	180	210
利用回数 (食)	28,050	35,850	43,650

(6) 福祉用具・住宅改修支援事業

在宅での生活をしやすくするために、福祉用具の利用や住宅改修の相談を行い、日常生活を支援します。

＜現状と課題＞

福祉用具・住宅改修は、介護保険サービスの中で利用する方が多く、本事業の利用は少なくなっていますが、担当ケアマネジャーがついていない方への支援の一つとして、今後も事業の継続が必要になります。

【実 績】

※平成23年度は見込数

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数 (人)	1	2	2

＜今後の方針＞

今後も居宅支援事業所と連携し、住宅改修希望者への相談・支援を実施していきます。また、福祉用具の紹介、使用方法に関する相談・助言も行います。

【見込み】

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数 (人)	3	3	3

第6期 那珂市高齢者福祉計画

5 介護継続家族に対する支援

在宅で介護している家族に対して、身体的、精神的および経済的な負担を軽減し、高齢者の在宅での家族介護を継続して行うための必要な支援を行います。

(1) 紙おむつ等購入費助成事業

介護保険の要介護4・5、身体障がい者手帳の肢体不自由1級・2級、療育手帳④・Aに該当するかたを介護する家族に対し、紙おむつ等を購入できるクーポン券を発行することで購入費の一部を助成し、介護にあたる家族の支援を行なっています。

<現状と課題>

在宅で介護するかたのニーズが高く、利用者は増加しています。在宅での介護を行っている家族の経済面等での負担を軽減するものとして、対象者の把握に努めています。

【実績】

※平成23年度は見込数

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数(人)	233	243	267

<今後の方針>

今後も利用者の増加が予測されます。在宅で介護する家族の負担を軽減するためにも、事業の周知を図り、継続に努めます。

ひとり暮らし高齢者で紙おむつを利用している高齢者も助成対象にしてほしいとの要望が増えてきており、この要望に応えるためには、事業目的との整合性など要項の見直しについて検討する必要があります。

【実績】

※平成23年度は見込数

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数(人)	290	320	350

(2) 家族介護慰労金支給事業

介護保険の要介護4・5、またはその状態に該当する高齢者を過去1年間介護保険サービスを利用せずに、在宅で介護している市民税非課税世帯のかたに、家族介護慰労金を支給し、介護者の労苦に報います。

<現状と課題>

該当者は少ないものの、介護者の労苦に報いるために、今後とも事業を継続していきます。

第6期 那珂市高齢者福祉計画

また、介護保険の認定を受けていない要介護4程度以上の高齢者の把握ができていないことから、関係機関とも連携して適正な対象者の把握をすることが必要になります。

【実績】

※平成23年度は見込数

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数(人)	1	0	1

＜今後の方針＞

適正な対象者を把握するため、広報による周知だけでなく、民生委員・児童委員や地域包括支援センターと連携し、支給を受けられる対象者の把握に努めます。今後も、在宅で介護する家族の負担の軽減を図るために事業を継続します。

【見込み】

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数(人)	2	2	2

(3) 家族介護教室事業

高齢者を介護している家族等が、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識・技術を習得するための教室を開催します。

＜現状と課題＞

現在介護しているかだけでなく、将来の介護に備えて、介護の学習のために参加しているかもあります。

高齢者の在宅での家族介護を継続して行うための支援として、受講内容の充実、参加しやすい実施時間帯や実施回数の検討が必要になります。

【実績】

※平成23年度は見込数

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
参加人数(人)	84	86	90
開催回数(回)	4	4	4

＜今後の方針＞

介護技術の向上を図るとともに、悩み等の相談の場として、また、介護者同士の交流の場として、介護者が参加しやすいよう時間帯等の工夫をしながら今後も事業を継続します。

【見込み】

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
参加人数(人)	100	100	100
開催回数(回)	6	6	6

6 地域で高齢者を支え合うまちづくりの推進

今後の高齢者人口の増加やひとり暮らし高齢者の増加に伴い、認知症高齢者の増加が予測され、認知症対策の構築が必要とされています。

そのような状況においても、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、介護予防・介護・医療等の一体化したサービス提供に加えて、高齢者の住まいも合わせた地域包括ケアが必要となっています。

(1) 認知症対策の推進

① 認知症の予防・啓発

認知症は、年齢とともに発症率が高くなるといわれており、85歳以上では4人に1人にその症状があるといわれています。

認知症になっても尊厳を保ちながら、その人らしい生活を送ることができ、家族も安心して生活を営むことができるようにするため、認知症に関する知識と理解の普及を図り、地域全体で認知症高齢者の生活を支える体制が必要となります。

また、認知症を早期に発見して、早期に診断・治療を行い認知症の進行を遅らせるための支援も大切です。

<現状と課題>

高齢者人口の増加に伴い、今後は認知症高齢者も増加すると思われます。認知症の半数以上はアルツハイマー型といわれており、その予防方法はまだ確立はされていませんが、次いで多いとされる脳血管疾患による認知症は、生活習慣病対策が有効とされています。

認知症の症状が進行すると、介護における家族の負担も大きなものとなります。認知症の高齢者に対して、適切なケアができるように、専門医療機関と連携した対応が必要となります。

また、認知症高齢者やその家族の負担軽減のために相談できる相談窓口の充実や認知症を地域全体で支援するための体制づくりが必要とされています。

<今後の方針>

市の認知症の実態を把握し、認知症高齢者の生活を支えるための対策を検討していきます。

また、認知症予防には生活習慣病予防対策も有効であることから、高血圧、糖尿病、心疾患等予防の支援も検討します。

地域包括支援センターを中心に専門機関や関係機関との連携を強化し、認知症高齢者に関する相談・支援や治療など適切なケア体制の充実に努めます。

第6期 那珂市高齢者福祉計画

認知症については、高齢者の家族だけでなく、周りの人たちにも理解してもらうため、地域で認知症やその家族を温かく見守り、支援することができる認知症サポーターを養成するための講座を実施し、認知症に関する知識と理解の普及を図ります。

②日常生活圏域高齢者ネットワーク

地域包括支援センターでは、圏域ごとに高齢者ネットワークを開催し、高齢者が抱える様々な課題等に対して、自治会役員、民生委員、医師、医療・介護従事者、警察、消防など地域福祉関係者が連携して、地域の高齢者を支援する体制を構築しています。

今後はこのネットワークの中でも、認知症対策の推進も視野に入れた構築を検討します。

③認知症疾患医療センター

厚生労働省は、平成20年度から全国150か所を目標に認知症疾患医療センターの整備を図っています。センターは、認知症疾患に関する鑑別診断、急性期治療、専門医療相談等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図ることを目的とし、都道府県が指定します。

那珂市には、茨城県指定^{*}の認知症疾患医療センターがあり、認知症に関する予防・治療・介護の支援を行うとともに、専門医療相談、研修会、情報提供、関係機関との連絡調整などの役割が期待されています。

^{*} 茨城県は2つの病院を指定（平成23年12月1日現在）

④認知症相談窓口の充実

各地域包括支援センターでは認知症に関する相談も実施しています。

本人が認知症と自覚せずに家族が心配する場合や、本人も家族も自覚せず周りが心配する場合もあります。認知症の相談といっても、認知症高齢者を受診させたいという相談や介護している家族からの介護方法の相談等さまざまです。

市・地域包括支援センターと認知症疾患医療センターとが連携協力して、認知症高齢者およびその家族への支援が円滑にできるよう認知症に関する相談窓口の充実を図ります。

(2) 高齢者の住まいの確保

①養護老人ホーム

おおむね65歳以上の高齢者で、経済上または環境上の理由により在宅での生活が困難な方を市が入所措置をする施設です。

第6期 那珂市高齢者福祉計画

【実績】

※平成23年度は見込数

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
入所者数(人)	35	36	37

<今後の方針>

養護老人ホームへの措置入所者は年々増加しており、引き続き、関係施設との調整を図りながら、入所措置を円滑に進めます。

【見込み】

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
入所者数(人)	40	40	40

②軽費老人ホーム（ケアハウス）

60歳以上で、身体能力の低下等から独立して生活するには不安があり、また、家族による日常生活の支援を受けることが困難なかが入居する施設です。

市内には軽費老人ホームが1つありますが、入居の相談や見学は増えてきています。相談内容は、これまでは「すぐに入居したい」という相談が多くなりましたが、最近は「今後のことを考えて入居の相談をしておきたい」という傾向に変わってきています。しかし、入居希望しても待機者がいると、入居待ちになることもあります。

高齢者人口やひとり暮らし高齢者数の増加が予測されるため、このような施設利用者も増加すると考えられます。

【実績】

※平成23年度は見込数

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
入所者数(人)	15	17	17

<今後の方針>

市が相談を受けたときは、対象者の身体的状況、経済的状況を考慮して、情報提供や支援を継続します。

③サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の状況に応じた住まいと生活支援・介護サービスが確保されるよう、国土交通省と厚生労働省が共同で「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（高齢者住まい法）を改正し、平成23年10月から施行されました。

高齢者住まい法の改正により、これまでの高齢者専用賃貸住宅（高専賃：専ら高齢者を受け入れる住宅）、高齢者円滑入居賃貸住宅（高円賃：高齢者の入居を拒まない住宅）、高齢者向け優良賃貸住宅（高優賃：良好な居住環境を備えた住宅）は廃止となり、「サービス付き高齢者向け住宅」に一本化

第6期 那珂市高齢者福祉計画

され、都道府県知事の登録制度が創設されました。

サービス付き高齢者向け住宅の登録基準は、ハード面では床面積が25㎡以上、バリアフリー仕様など、サービス面では少なくとも、安否確認・生活相談サービスを提供すること、契約面では前払い金に関して入居者保護が図られていることなどです。登録された住宅は都道府県の指導・監督を受けることとなります。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる「サービス付き高齢者向け住宅」に関する情報収集・情報提供に努めるとともに、高齢者居宅生活支援サービスを利用しやすい優良な高齢者向け住宅の整備について、民間事業者と協力を求め、茨城県や市の住宅政策主管課と連携して取り組みます。

(3) 高齢者団体の支援

①高齢者クラブの育成

高齢者クラブは、高齢者が自らの老後を健全で豊かなものにするための自主的な組織であり、単位クラブごとに工夫して活動が行われています。

また、会員は自らの生きがいを高め、健康づくりを進めるだけでなく、社会奉仕活動等を通じて地域社会の構成員として大きな役割を果たしています。しかし、単位クラブ数や会員が減少傾向にあるため、時代のニーズにあった活動メニューを工夫する等、その対応策の検討も必要となってきています。

<今後の方針>

市は、新規会員、特に団塊の世代の加入促進や活動の活性化、先駆的な取り組み等について高齢者クラブに働きかけ、高齢者クラブが多くの高齢者の社会参加と生きがいつくりの役割を果たせるよう支援していきます。

②シルバー人材センターの支援

シルバー人材センターは、高齢者の自主・自立、共働・共助を基本理念とし、臨時的かつ短期的な仕事を家庭、事業所、官公庁等から引き受け、会員の希望や能力に応じて提供することによって、高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに貢献しています。

<今後の方針>

市は、高齢者の就業機会を確保するため、シルバー人材センターが新規会員の加入促進や新規事業の開拓、作業の種類・料金等の住民への周知に努めるようセンターに要請します。

国補助金が減額され、センターの厳しい財務状況が今後も見込まれます。市は、シルバー人材センターが経営の合理化を図りつつ、多様化する高齢者の就業ニーズへの対応と就業機会の拡大を推進し、安定した経営ができるよう、その運営に必要な資金について財政支援を継続します。

第6期 那珂市高齢者福祉計画

(4) 地域福祉活動の推進

①福祉意識の醸成

地域福祉を推進するには、そこに暮らす様々な人たちの温かな心のふれあいや、助け合いによる地域のつながりが大切です。また住民同士のつながりや、お互いを認めあい支え合う思いやりのある地域づくりを進める必要があります。また、地域福祉は市民が主役であるという福祉や人権に関する意識を高めていくことが必要であり、地域の生活課題に対し、市民一人ひとりが課題の解決に向け、主体的に活動する意識を高めていくことが大切です。

住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、地域のことをよく理解している市民一人ひとりが「自分たちの暮らす地域は自分たちでよくしていこう」という意識を持つことが大切です。

<今後の方針>

市は、地域福祉の推進にあたって、市民の福祉向上を目指して福祉施策を総合的に推進する公助としての責務があります。それを果たすために、地域福祉を推進する社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体などと相互に連携、協力を図るとともに、市民ニーズの把握と地域の特性に配慮した施策の推進を行っていきます。

②社会福祉協議会との連携強化と活動の支援

社会福祉協議会では、「那珂市地域福祉活動計画」に沿って、住み慣れた地域でいつまでも安心して生き生きと暮らしていけるよう、地域住民やボランティアが主体となった活動を推進しています。こうした様々な住民主体の助け合い活動を推進する社会福祉協議会との連携を強化するとともに、事業運営等の支援を積極的に行っていきます。

なお、社会福祉協議会では、以下のような高齢者のための事業を行っています。

○あん・しん・ねっと事業

あん・しん・ねっと事業は、ご近所づきあいを基本とした、住民同士の見守り活動を行う事業です。ご近所のつながりを登録することにより、対象とする方にとっては何かあった際にご近所のかたから、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、市役所などに連絡が入り、速やかな対応が受けられるようになります。

協力するご近所のかたは、これまでどおりのお付き合いを続ける中で、対象者となるかたについて気になること、心配なことがあった時に、社会福祉協議会に連絡します。連絡を受けた社会福祉協議会は、関係機関と連携し問題の解決にあたります。

また、この事業は災害時に「那珂市災害時要援護者支援制度」と連携し、

第6期 那珂市高齢者福祉計画

安否確認等に協力しています。

○ふれあい・いきいきサロン

高齢者の介護予防や閉じこもり防止を目的として、地域の高齢者等が身近な地域で集まり、ボランティアのかたとともに、世間話や健康づくり、レクリエーションを実施しています。実施箇所は毎年増加し、現在20か所で高齢者を対象とした活動を進めており、今後も各地域で行えるよう働きかけをしていきます。

○日常生活自立支援事業

認知症高齢者や知的・精神障がい者等、判断能力が不十分な人の権利擁護に資することを目的として、自立した生活が送れるよう、本人との契約により福祉サービスの利用援助（代行・代理・情報提供）や日常的な金銭管理等などについて継続的に支援する制度です。平成11年10月から始まった制度です。

○ふれあい給食サービス

市内に居住するおおむね70歳以上のひとり暮らし高齢者や障がい者を対象として、ふれあいを通して、安否の確認と孤独感の解消等を目的とした給食サービスを実施しています。給食はボランティアのかたが作りボランティアのかたによって配達されており、ボランティアのかたが中心となって活動を進めています。

○三世代交流事業

各地区のまちづくり委員会の福祉部会が中心となって、地域の特性を生かしたスポーツや文化的活動等の世代間交流を実施しています。高齢者にとって、長年の社会生活で培った豊富な知識や経験を交流の場で生かすことは、伝承や若年世代の育成、高齢者自身の生きがい等の効果があるため、各地域での活動を推進しています。この事業は、まちづくり委員会に委託しております。

○外出支援サービス事業

常時車いすを利用しているかたや寝たきりの状態にあるかたに対して、住民参加による登録制の援助活動として、電車やバスなどの公共交通機関での外出が困難なかたに、リフト付き車両を使った外出支援を実施しています。

③ボランティア、自治会、地区まちづくり委員会との連携

住み慣れた地域で誰もが生活を続けるためには、地域における協力が不可欠となっております。地域福祉活動の主な担い手である民生委員・児童委員や高齢者クラブ、ボランティアをはじめ、医療保健関係など、高齢者を取

第6期 那珂市高齢者福祉計画

り巻く地域組織との連携を密接に行い、地域住民との協働のもと、地域ぐるみの福祉活動を展開します。

支援を必要とする高齢者を取り巻く自治会、地区まちづくり委員会のかたちと協力しながら、市民が自主的に参画できる仕組みづくりや活動しやすい環境を整え、高齢者の生活を支えています。

多年にわたり社会に貢献してきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うため、各地区で開催される敬老会等の敬老事業につきましては、自治会や地区まちづくり委員会の理解と協力を得て、地域住民の敬老意識の高揚を図ります。

④民生委員・児童委員との連携

民生委員・児童委員は、地域住民と行政とのパイプ役として大きな役割を果たしています。特に、ひとり暮らし高齢者台帳の作成やサービス申請の取りまとめ等、高齢者福祉に多大な貢献をいただいています。

東日本大震災においては、ひとり暮らし高齢者の安否確認、飲料水の提供など、民生委員・児童委員は、要援護高齢者等の支援に積極的に活動されました。災害時においても民生委員・児童委員が迅速に活動できるよう、民生委員・児童委員との協力関係の強化に努めます。

⑤那珂医師会・那珂市歯科医師会との連携

高齢者が安心して元気に暮らしていくには、保健・福祉・医療のサービスが包括的に受けられる体制づくりが望まれます。また、介護予防・健康づくりにおいても、関係機関が連携を取りながら一体的に情報を提供していくことが必要です。

医師会・歯科医師会には日常生活圏域高齢者ネットワーク会議や介護保険の認定審査の委員等、大きな協力をいただいています。このため、今後とも那珂医師会、那珂市歯科医師会との連携強化に努めていきます。

⑥消費生活センターとの連携

消費生活センターの出前講座等により、悪質商法や振り込め詐欺等、高齢者を狙った犯罪の未然防止に努めます。

特に、9月を高齢者向け悪質商法被害防止キャンペーン月間として、被害の未然防止を図るための啓発用のチラシの配布等、広報活動に取り組みます。

ひとり暮らし高齢者と接する機会が多い民生委員や近隣住民の方々に対しても、消費生活センターと連携して悪質商法対策の啓発に努めます。

⑦シルバーリハビリ体操指導士会との連携

高齢者の介護予防の一つとして、シルバーリハビリ体操指導士が体操の普及・啓発を行っています。那珂市にはシルバーリハビリ体操指導士が82名おり、高齢者クラブや介護予防教室などさまざまな場所で活躍しています。

第6期 那珂市高齢者福祉計画

高齢者が身近な場所で継続して体操を行えるよう、シルバーリハビリ体操指導士会との連携を図り、会場の確保や3級シルバーリハビリ体操指導士の養成に努めます。